

5. 幼稚園・保育所・認定こども園・保育情報

(1) 幼稚園

小学校に入る前のお子さまを対象とした就学前教育を行います。園区制となっており、住所によって入園できる園が決まっています。



【入園対象者】 3歳児から5歳児まで

【申込方法】 指定の申込書に記入して、園区の園へ提出します。

※毎年10月ごろ、次年度に向けた申込受付期間があります。

詳細については、9月ごろ「広報ながはま」や「長浜市ホームページ」にてお知らせします。

ただし、申込受付期間以外でも、随時、申込みを受け付けています。

【保育時間】 概ね9時から14時まで（3歳児は、段階を経て14時までとなります。）

【給食】 給食センター方式で、小・中学校と同じ給食です。

【保育料】 無料

	園名	所在地	電話番号	保育年齢	開園時間(平日)
公(市)立	長浜幼稚園	朝日町5-14	62-0089	3歳児~5歳児	9:00~14:00
	長浜北幼稚園	三ツ矢元町19-24	62-0861	3歳児~5歳児	9:00~14:00
	長浜西幼稚園	相僕町604-6	62-3000	3歳児~5歳児	9:00~14:00
	わかば幼稚園	八幡東町520-1	62-3495	3歳児~5歳児	9:00~14:00
	神照幼稚園	新庄寺町480	63-0584	3歳児~5歳児	9:00~14:00
	南郷里幼稚園	新栄町626	63-3723	3歳児~5歳児	9:00~14:00
	北郷里幼稚園	春近町196-1	62-1498	3歳児~5歳児	9:00~14:00
	湖北幼稚園	湖北町速水909-2	78-2003	3歳児~5歳児	9:00~14:00

(2) 保育所

保護者の仕事や病気などの理由で、昼間に、小学校に入る前のお子さまを家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育を行うとともに就学前教育を行います。公(市)立園、私立園ともに園区の決まりはありません。

【入所対象者】 保護者が就労や病気、介護、求職活動などの理由により保育が必要だと認められる0歳児から5歳児まで（0歳児の入所可能月齢は、園によって異なります。）

※保育が必要な理由 …… 就労、妊娠・出産、保護者の疾病・しょうがい、同居または長期入院中の親族の看護・介護、災害復旧、求職活動、就学

【申込方法】 指定の申込書と証明書等をそろえて、第1希望園または市役所（本庁または北部振興局）へ提出します。

① 妊娠がわかったら

② 赤ちゃんが生まれたら

③ 子育てに関する助成

④ 赤ちゃんとお母さんの健康

⑤ 幼稚園・保育所・こども園

⑥ 子育て支援サービス

⑦ 放課後児童クラブ

⑧ 子どもと一緒に出かけよう

⑨ 病気がなったら

⑩ いろいろな支援

① 妊娠が
わかったら

※ 毎年 10 月ごろ、次年度に向けた申込受付期間があります。詳細については、9 月ごろ「広報ながはま」や「長浜市ホームページ」「長浜市教育委員会フェイスブック」にてお知らせします。

■長浜市教育委員会フェイスブックはこちら
<https://www.facebook.com/nagahama.kyoiku/>



② 赤ちゃんが
生まれたら

※ 市にて、提出を受けた書類をもとに総合的に判断し利用調整を行います。申込多数の場合などにより、希望された園を利用できないことや、いずれの園も利用できないことがあります。

※ 申込受付期間以外でも、随時、申込みを受け付けていますが、この場合は、園の定員等に余裕がある場合に限り入所できます。定員が超過している間は、お待ちいただくこととなります。

③ 子育てに
関する助成

【保育時間】 園によって異なります。詳細は、下記の表をご覧ください。

※ 入所月は、2~3 週間程度の慣らし保育（短い保育時間から始めて段階的に時間を増やしていきます。）があります。

④ 赤ちゃんとお母さんの健康

【給食】 自園調理の給食です。（長浜南認定こども園は除く。）

【保育料】 3歳児から5歳児は無料。
0歳から2歳児は、保護者の市民税額の合計によって決まります。また、市民税額に関わらず、多子世帯の経済的負担の軽減として、同一生計内の最年長の子どもから順に数えて、第2子以降の児童の保育料を軽減しています。

第2子：半額 第3子以降：無料

※延長保育を利用する場合は、別途、料金が必要となります。

⑤ 幼稚園・保育所
・こども園

	園名	所在地	電話番号	保育年齢	開園時間(平日)
公(市)立	北保育園	神照町 596	62-7038	6か月~5歳児	7:15~18:45
	さくらんぼ保育園	西上坂町 1158	63-2755	6か月~5歳児	7:15~18:45
	一麦保育園	湖北町山本 3089	79-1134	6か月~5歳児	7:15~18:45
私立	長浜梅香保育園	三ツ矢元町 17-25	63-7872	4か月~5歳児	7:00~19:00
	長浜梅香乳児保育園	三ツ矢元町 24-3	68-3088	4か月~2歳児	7:00~19:00
	長浜愛児園	八幡東町 562	63-4650	4か月~5歳児	7:00~19:00
	ほいくえんももの家	大戌亥町 1260	64-3500	6か月~5歳児	7:15~19:15
	チャイルドハウス	田村町 1606	64-4822	4か月~5歳児	7:00~19:30
	ひよこ乳児保育園	小堀町 66-1	63-8892	2か月~2歳児	7:15~18:45
	しらやま保育園	加納町 990	63-9880	6か月~5歳児	7:15~18:45
	長浜学舎	新庄中町 207	62-2008	4か月~5歳児	7:00~19:00
速水保育園	湖北町速水 2277	78-0075	6か月~5歳児	7:15~18:45	

⑥ 子育て支援
サービス

⑦ 放課後児童
クラブ

⑧ 子どもと一緒に
出かけよう

⑨ 病気が
なったら

⑩ いろいろな
支援

長浜市の幼児教育・保育の無償化については、こちらをご覧ください。

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000007015.html>



(3) 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもちます。幼稚園機能部分を「短時部」と言い、保育所機能部分を「長時部」と言います。なお、短時部について、公(市)立園は園区制となっており、住所によって入園できる園が決まっています。私立園は園区の決まりはありません。※短時部については「(1) 幼稚園」を、長時部については「(2) 保育所」をご覧ください。

		園名	所在地	電話番号	保育年齢	開園時間(平日)
公(市)立	幼保連携型	六荘認定こども園	勝町 491	62-7036	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:15～18:45
		あざい認定こども園	大依町 1232	74-8488	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:15～18:45
		びわ認定こども園	八木浜町 26-1	72-2150	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:15～18:45
		とらひめ認定こども園	五村 371-1	73-8081	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:15～18:45
		たかつき認定こども園	高月町東柳野 15-1	85-8600	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:15～18:45
		きのもと認定こども園	木之本町木之本 698-2	82-8600	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:15～18:45
		よご認定こども園	余呉町東野 363	86-2345	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:15～18:45
		にしあざい認定こども園	西浅井町塩津中 2066	88-8111	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:15～18:45
	幼稚園型	長浜南認定こども園	加田町 2727	63-1913	(短)3歳児～5歳児 (長)3歳児～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:15～18:45
私立	幼保連携型	カトリック長浜こども園	南高田町 47	62-1499	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:00～19:00
		レイモンド長浜南こども園	高橋町 84	53-3450	(短)3歳児～5歳児 (長)2か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:00～19:00
		レイモンド長浜こども園	南小足町 324-3	68-2480	(短)3歳児～5歳児 (長)2か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:00～19:00
		小谷こども園	小谷丁野町 2481-1	78-2006	(短)3歳児～5歳児 (長)6か月～5歳児	(短)9:00～14:00 (長)7:00～19:00

市教育委員会事務局幼児課では、別途「長浜市幼稚園・保育所・認定こども園ガイドブック」を配布しています。入園申込方法、各園紹介、各園地図などを掲載していますのでご覧ください。

①妊娠がわかったら

②赤ちゃんが生まれたら

③子育てに関する助成

④赤ちゃんとお母さんの健康

⑤幼稚園・保育所・こども園

⑥子育て支援サービス

⑦放課後児童クラブ

⑧子どもと一緒に出かけよう

⑨病気になったら

⑩いろいろな支援

(4) 一時預かりサービス（一時保育）

保護者の仕事や病気などの理由で、昼間に、小学校に入る前のお子さまを家庭で保育できない場合、保護者に代わって一時的に保育を行います。次の認定こども園や保育所で実施しています。

公(市)立園

[実施施設]

園名	所在地	電話番号
六荘認定こども園	勝町 491	62-7036
びわ認定こども園	八木浜町 26-1	72-2150
にしあざい認定こども園	西浅井町塩津中 2066	88-8111

[利用対象者]

市内在住の生後 6 か月から 5 歳児まで

※ 市外在住でも「保護者が市内に就労」「保護者が里帰り出産」の場合申込みができます。

※ 幼稚園・保育所・認定こども園等へ入園している場合は、利用できません。ただし、市内の幼稚園・認定こども園(短時部)へ入園している場合において、夏休等の長期休業期間においては、申込みができます。

[申込方法]

指定の申込書に記入して、利用したい園へ提出します。

[利用時間]

8:30~16:30

※ 申し込む理由によって、利用できる最大の日数が異なります。

理由	事業名	利用日数など
仕事の都合、 免許・資格取得など	非定型的保育サービス事業	月 14 日間を限度、 最高 6 か月間
通院や治療、介護、出産、 冠婚葬祭など	緊急保育サービス事業	月 14 日間を限度
育児に伴う 心理的・肉体的な負担を解消	私的理由による保育サービス 事業	半日または 1 日を限度

[利用料金]

利用児童の年齢によって決まります。

※ 保護者の市民税額の合計によって下表のとおり決まります。

ただし、市民税額の合計によっては、利用料金が減額対象となる場合があります。

年齢	1 日料金(4 時間を越える)	半日料金(4 時間まで)	給食代
0 歳から 2 歳まで	2,300 円	1,150 円	360 円
3 歳	1,200 円	600 円	270 円
4 歳以上	1,100 円	550 円	270 円

※ 給食を利用する場合のみ、給食代が必要となります。

◆ここまでのお問い合わせ先
幼児課 (☎ 65-8607)

①妊娠が
わかったら

②赤ちゃんが
生まれたら

③子育てに
関する助成

④赤ちゃんの健康
お母さんの健康

⑤幼稚園・保育所
・こども園

⑥子育て支援
サービス

⑦放課後児童
クラブ

⑧子どもと一緒
に出かけよう

⑨病気に
なったら

⑩いろいろな
支援

☆長浜市在宅育児者支援事業

子育て支援課 家庭児童相談室窓口にて、一時預かりサービスに利用できる「無料利用券」を2枚お渡します。

【利用対象者】 生後6か月～1歳6か月までの市内在住のお子さま
ただし、保育所・認定こども園（長時部）に入所しているお子さまは対象外です。

【利用可能回数】 上記の期間で2回まで（1回4時間まで）

【利用可能施設】 六荘認定こども園・びわ認定こども園・にしあざい認定こども園

- ※ 利用前に利用を希望する施設で、事前登録と予約をする必要があります。
- ※ 給食・おやつの利用代は無料券の対象となりません。
- ※ 施設の状況によって、利用日時のご希望に添えない場合があります。

◆お問い合わせ先
家庭児童相談室（☎ 65-6544）

私立園

【実施施設】

園名	所在地	電話番号
レイモンド長浜こども園	南小足町 324-3	68-2480
小谷こども園	小谷丁野町 2481-1	78-2006

※利用対象者、申込方法、利用時間、利用料金は園により異なりますので、詳細は各実施施設へお尋ねください。

◆お問い合わせ先 各実施施設

（5）病児保育・病後児保育

病児保育

お子さまの急な病気に対して、保護者の仕事等の理由で家庭での見守りができないときにお子さまを一時的に預かり、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。事前登録が必要です。

【実施施設】 まちのほけんしつ 病児保育室「ぼかぼか」

（住所：平方町 321-3 すこやか kids クリニック 2F / 電話：68-3216）

【利用対象者】 生後6か月から小学校6年生まで

※利用できる病気の程度

- ・風邪、胃腸炎のほか、流行性疾患（インフルエンザなど）、慢性疾患（気管支喘息など）、外傷性疾患（やけど、骨折など）



◆お問い合わせ先 各実施施設

病後児保育

病気の回復期にあるお子さまを集団保育が困難な時期に預かり、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。事前登録が必要です。

[実施施設] ひよこ乳児保育園
(住所：小堀町 66-1 / 電話：63-8892)

[利用対象者] 生後 6 か月から 5 歳児まで

※利用できる病気の程度

- ・ 日常にかかる病気（風邪、胃腸炎など）については、急性期を経過したのち
- ・ 流行性疾患（流行性耳下腺炎、水痘など）については、他に感染する感染期を過ぎたのち
- ・ 慢性疾患（気管支喘息など）については、発作が治まったのち
- ・ 外傷性疾患（やけど、骨折など）については、症状が安定したのち

◆お問い合わせ先 各実施施設

(6) 認可外保育施設

乳児や幼児の保育を目的とする施設のうち、知事等が認可する保育所以外のものを総称して「認可外保育施設」といいます。児童福祉法に基づき、事業開始日から 1 か月以内に知事に対する届出が義務づけられています。

[実施施設]

施設名	所在地	電話番号
キッズパークながはま	八幡中山町 477 風の街 2F	63-1894
ハグテラス長浜保育ルーム	八幡東町 75-1 ワイエフビル 22 2F	59-3788
ハグテラス神照保育ルーム	神照町 319-2 ワイエフビル 30 1F	57-6430
GRiP'S ながはま保育園	大辰巳町 3-2	53-3555

※ 認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設および企業主導型保育施設のみ掲載しています。利用対象者、申込方法、利用時間、利用料金など、詳細は各実施施設へお尋ねください。

◆お問い合わせ先 各実施施設



① 妊娠が
わかったら

② 赤ちゃんが
生まれたら

③ 子育てに
関する助成

④ 赤ちゃんの健康
お母さんの健康

⑤ 幼稚園・保育所
こども園

⑥ 子育て支援
サービス

⑦ 放課後児童
クラブ

⑧ 子どもと一緒に
出かけよう

⑨ 病気が
なったら

⑩ いろいろな
支援